

事業者を対象 地球温暖化対策の取組を支援します！

市内の事業者、個人事業主の方が、省エネルギー診断や省エネルギー設備等の導入または更新を行う場合に必要な経費の一部を補助します。

省エネルギー設備等の導入等はコスト削減にもつながりますので、ぜひ活用ください。

事業者等省エネルギー設備導入等促進補助金

1. 省エネルギー診断

対象 令和8年2月28日までに省エネルギー設備の導入又は更新等を目的として、省エネルギー診断を実施する事業者



補助額	補助上限額	補助率
	25万円	補助対象経費の 2分の1

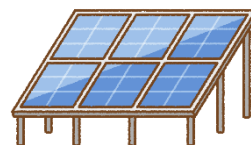
2. 省エネルギー設備

対象 省エネルギー設備を導入または更新する事業者



3. 再生可能エネルギー設備

対象 再生可能エネルギー設備を導入する事業者



条件

- ・省エネルギー診断に基づき設備の導入または更新を行うもの。
(令和8年12月31日までに完了する必要があります)
 - ・温室効果ガス排出量を平成25年度と比較して削減することが見込まれるもの。
- 変更** ・平成25年度比 10%以上削減の条件を見直し、補助対象を拡大しました。

補助額	補助上限額	補助率	変更	・導入又は更新等する設備の耐用年数を算出方法に加え、補助額を拡充しました。
	200万円	温室効果ガス排出削減量1t-CO2あたり1万円× 耐用年数		

問合せ先：東海市役所 環境経済部 生活環境課
東海市中央町一丁目1番地
電話（直通）：052-613-7696、0562-38-6321

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

